

選挙のあれこれ Vol.3

～全6回シリーズで選挙に関する記事を掲載します～
「贈らない 求めない 受け取らない」

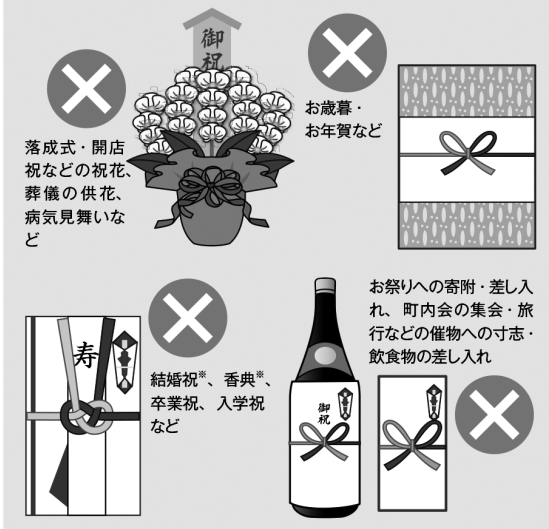
政治家の寄附禁止

政治家（候補者、立候補予定者、首長や議会議員など現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも公職選挙法で禁止されています。年末年始はお歳暮やお年賀など贈り物をする機会の多いシーズンですが、一人一人が寄附禁止のルールを守り、明るい選挙を実現しましょう。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局
☎72・6927

政治家の寄附禁止の対象例



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、副則が適用されない場合があります。広報誌「総務省」(2023年12月号)より

「那須が大好き応援券」の使用期限は1月31日まで！

町では、令和5年10月1日時点で町内に住民登録がある全ての方を対象に、1人あたり5,000円分の那須が大好き応援券（那須町地域応援商品券）を世帯主宛に発送しました。

応援券は、町内の登録取扱店で使用できますので、期限までにご利用ください。

※使用可能な店舗は、町ホームページで確認できます。

▼使用期限 令和6年1月31日(水)

▼問合せ 観光商工課商工係
☎72・6918

マイナンバーカード
休日交付窓口の
ご案内
(予約者限定)

町ホームページ

平日にマイナンバーカードを受け取れない方は、休日交付窓口をご利用ください。利用を希望する方は、必ず事前予約をお願いします。事前予約がない場合は、窓口を開設しません。

▼日程 12月23日(土)

▼時間 午前9時～11時

▼場所 住民生活課（本庁1階）

▼問合せ 住民生活課住民年金係
☎73・8686

マイナンバーカードを 使って確定申告！

確定申告は、自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマートフォン（マイナンバーカード読取対応）があれば、確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページを利用して、確定申告を行うことができます。

また、相談はチャットボットや電話（国税相談専用ダイヤル0570-001590）でもできます。

マイナンバーカード方式

▼メリットいっぱい！

- ・マイナンバーカードとスマートフォンで、自宅から24時間いつでも申告できます。
- ・画面の案内に沿って入力すると自動計算されます。
- ・過去の申告データを利用して自動入力できます。
- ・青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成できます。
- ・還付申告の場合は、e-Taxの利用で早期還付されます。
- ・スマートフォンでカメラで源泉

確定申告は、自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

徴収票が自動入力されます。

・スマホ申告は、専用画面を用意しています。

・マイナポータル連携で、一部の所得控除等が自動入力されます。

▼問合せ 大田原税務署個人課税第一部門
☎0287・22・3118

使用済プラスチック使用製品の 分別回収実証事業

使用済プラスチック使用製品の分別回収実証事業を行っています。ご家庭で不要となった使用済プラスチック製品をご持参ください。

▼日程 12月24日(日)

▼時間 午前9時～正午（3時間）

▼場所 クリーンステーション那須

注意事項

・実証事業は、町内在住の方が対象です。また、個人が対象のため、事業者から預かることはできません。

・田植え用の苗箱は、産業廃棄物となるため、今回の実証事業ではお預かりできません。

・水洗いなど、汚れを落としてお持ちください。（埃の付着程度は可）

▼問合せ 環境課環境衛生係
☎72・6916

